

山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成25年3月11日(月)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

石原詠美子委員, 内山真理子委員, 岡田伸之委員, 小杉考司委員, 澤村有利生委員, 白石資朗委員, 田中一郎委員, 三井田守委員, 三代川三千代委員(委員長), 山賀美千代委員, 山本佳代子委員

[オブザーバー]

藤井事務局長, 藤澤首席家庭裁判所調査官, 安倍首席書記官

第4 議題等

- 1 三代川委員長あいさつ
- 2 新任委員自己紹介
- 3 プレゼンテーション「成年後見制度」(藤村主任書記官)
- 4 意見交換

テーマ「成年後見制度について」について意見交換を行った。

【意見交換の概要】

[◎:委員長 ○:委員(委員長を除く。) ●オブザーバー △:説明者]

- ◎ プレゼンテーションの内容について,何か質問はあるか。
- プレゼンテーションに用いたパワーポイント中の「本人と成年後見人等との関係」という円グラフ(別紙1)についてお伺いしたい。全国統計と比較した場合,山口家裁においては,社会福祉士の選任率が高いという話だったが,円グラフに内訳が表示されていない部分について,その内訳は明らかになるか。

△ 全国の円グラフについては,「社会福祉士」に続く順に「行政書士」「社会福祉協議会」「市民後見人」「その他」である。山口家裁の円グラフにつ

いては、弁護士に続く順に「行政書士」「社会福祉協議会」「その他」であり、山口家裁においては市民後見人は0パーセントである。

- ◎ 山口家裁においては、比較的社協の割合が多いということになるろう。
- 山口家裁の「その他」の部分に「市民後見人」は含まれないのか。
- △ 「その他」の一例としては、かつて、近所の人を後見人に選任したことがある。そのような場合が「その他」であり、市民後見人は含まれない。
- パワーポイント中の「親族後見人による不正行為」というシート（別紙2）で不正件数が示されていたが、不正行為の発生率が知りたいので、その母数を教えていただきたい。
- この件数は平成22年6月から平成24年9月までの間の数字であるが、その間、管理継続中の本人数は変動するので、母数をお示しするのは困難である。御参考までに申し上げますと、昨年度末の山口家裁管内における管理継続中の本人数は約2300件である。
- 成年後見人は何人いるのか。
- ◎ 本人の人数がおおよその目安になる。本人に複数の後見人が付くこともあるがまれであるので、本人の数プラス α とお考えいただきたい。
- プレゼンテーションで市民後見人の話が出たが、山口の現状をお伺いしたい。
- 市民後見人という形での育成はできていないので、そのような形で後見人をお願いしたケースはない。ただし、第三者後見としてNPO法人「はばたき」に法人後見を依頼した事例がある。NPO法人が母体となって市民後見人的な働きをしている例はわずかにあるが、一般の方を市民後見人としてお願いすることはできていないというのが現状である。
- ◎ 市民後見人の育成の取組みは、山口はこれからということか。
- そのとおりである。
- 山口において、今後、社協自体が法人として後見人の実績を積んだ上で、

市民後見人の育成に取り組んでいただくというのが実際的かと考えているが、社協としての御意見はいかがか。

- 市民後見人というものが都会の方では行われていることは認識しており、山口県庁がどうするのかという話を社協に持ってくる。市民後見人を養成して、その人が後見人になって、責任を問われるようなことになれば、誰が責任を取るのか。養成した所なのか、後見人本人だけが責任を取るのか、良く考えなければならないという話がある。

県の社協の考えは、一般の方に後見人になってもらうのではなく、社協が組織として後見人となり、後見支援員という形で一般の方に関わってもらい、その養成の研修もしている。社協が雇用した形で活動してもらいという形でないと、責任が大きすぎてやってもらえないと考えている。

- ◎ 意見交換に移りたいが、まず、成年後見等制度について、これまでどのような印象を持っておられたか伺いたい。
- 私は制度について詳しくは知らなかった。

老いて判断能力が低くなった方を支えるのは、まず家族だと思うが、家族がいない場合に後見人等が必要だと思う。ただ、資力がない方が判断能力が低くなった場合に、公正、公平にどのようにその方を支えるのかということについては、パブリックな機関の関与が必要だと思う。

利害が絡むと、最初は善意で後見人に就いた方が、途中から色々な考えを生じる場合もあると思われ、どのように公正に本人を支えていくのかという問題は難しいと思う。山口は高齢化が進んでいる地域であるとのことだが、客観的な機関がないと難しいと思う。

- ◎ 家族が支えなければという話であったが、財産管理上のリスクを考えると、第三者をもっと活用すべきという意見もあろうと思うがいかがか。
- 財産や親族が多い場合には争いが生じやすいと思うが、その意味では公的な判断が入るということは良いことだと思う。親族でないことのメリッ

トもあろうが、親族でなければ報酬の話も出るであろう。どのような方法が良いのだろうか。

- 亡くなった後に、後見人は何もできないが、葬儀などやるべきことはある。後見人として、本来やってはならないと思われることプラス α をどの程度されてきたのか知りたい。
- ◎ 統計的にはないが、親族がいればその方に引き継ぎ、親族がいなければ亡くなった後の葬儀等も後見人がしているというのが私個人の印象である。
- 私が後見人を務めるときは、葬儀も行うし、死亡届にサインもするし、骨も拾う。それらのことをやってはならないとは思わない。親族がいればやらないが、その人が残した財産を、その人のために使っても良いと思うし、苦情を言われたこともない。
- ◎ 厳密に言えば、「死亡により後見終了」となるかもしれないが、当面必要なことを行って、どなたかに引き継ぐということで良いと思う。
- 少なくとも、本人の死亡後、専門職後見人から、葬儀代等を払っても良いかと問われた場合、駄目だと言ったことはなく、むしろ「職務外のことですが、よろしく願いたい。」と言っているのが実状である。
- ◎ 親族からすれば、親族が後見人を務めるのが当然であるという考え方があるのだろうか。裁判所としては、専門職をさらに活用すべきではないかという意見に対して、どのような立場を取るべきか、御意見を伺いたい。
- 実は、専門職をさらに活用すべきという意見を初めて知った。親族がいれば、親族が後見人になって当然であると思う。

親族後見人には不正の危険があるというが、専門職後見人の不正があった場合には、表に出るのか。また、親族の不正と言っても、身内の金であるという意識もあると思う。

- 親族がいれば親族を後見人にするというのは、数年前の裁判所のスタンスであり、身上監護等もあるし、親族が手を挙げている場合はハードルが

低い選任をしていた。

その結果が別紙2の親族後見人による不正の件数と金額であるが、裁判所としては深刻な数字であると受け止めている。親族後見人のリスク要因を考慮すべきであったと反省しているところである。

専門職後見人の不正は、新聞報道もされているとおり、存在する。しかし、件数を見ると、専門職後見人の不正はレアケースである。

なお、別紙2の件数と金額は、各裁判所が不正であると認識して申告したものの総数であるが、何をもって不正としているかはこのスライドからは分からない。初めから横領するつもりだったという悪質なものから、途中でちょっと借用して自分の債務の返済に充てたというものまである。

- 刑事事件になったもの以外も含むのか。
- 裁判所が、不正があったとして後見人を解任したケースを含んでいる。
そのうち悪質なものが刑事事件となる。
- ◎ 後見人となると、本来は本人の金だけれども、「自分が任されている金」イコール「自分の自由になる金」イコール「自分の金」という感覚になるというのが、親族の不正でよくあるケースだと思うが、親族後見人の不正行為を防止するために刑事告発をすることについてどのようにお考えか、御意見を伺いたい。

不正の中には、刑事事件になるようなもの以外も多くあるが、「一時的に借用した」と主張している場合でも初めから返す予定があったのかと疑問に思うケースもある。また、親子ということを考えた上で、刑事告発すべきなのかという視点や、不正防止に役立つかという点についても御意見を伺いたい。

- 同居の親族の場合、そもそも処罰できないのではないか。
- 親族後見人であっても、本人の財産を管理するという点では、他人の財産を管理しているのだというスタンスに立った最高裁の決定が出ている。

○ 裁判所は、不正の端緒をどのように把握するのか。

また、財産管理にはリスクがあるという話であるが、裁判所としてはどのような監督態勢を取っており、それを後見人がどのようにかいくぐっているのか、実状を伺いたい。

● 端緒の把握としては、後見人には財産の管理状況を定期的に報告してもらっているが、その報告書の提出がなく、銀行に調査囑託をしたところ、本人の預金に予定されていない支出があったというのが典型例である。

◎ 他人から情報提供があるということもある。

○ 後見監督の件数がこれからも多くなるというお話だったが、専門職の数も限られているので、親族も携わらざるを得ないと思う。法律的知識がない場合もあろうし、本人が孫をかわいがっていたから孫のための支出をしたという場合もあり得よう。そのような中で、チェック態勢をどのように整えるのかというのが、必要であり、大変な作業だと思う。

● 数多くの事件を効率的に処理しつつ、その上でいかにリスクを把握するのかという点について工夫している。

財産の額だけではなく、様々な要素を考慮して監督の区分分けをして、定期的な監督の程度に強弱を付けたり、監督について恣意が入らないようにシステムチックに対応を行うようにしている。

○ 親族後見人の事例ではなく、私が後見人を務めた件で、前任の後見人の業務上横領を発見して、告訴、告発をしたことがある。

その際、捜査機関がなかなか受け付けてくれず、証拠を揃えても受け付けてくれるまで半年もかかった。不正防止のためにも、ある程度の迅速性が必要であるので、もう少し早く処理をしてもらいたい。

○ 点検をして、不正がないかチェックをすることも重要であるが、刑事事件とするには、突出して悪質かという点も重要であると考える。

また、大きな事件が報道されると、一般予防的に効果があるとも思う。

業務上横領は、万引き等と違い立件が難しく、時間が掛かりがちであるが、御意見を踏まえて適正に対処したい。

- 一般予防の点であるが、後見支援信託も始まったばかりであるし、一般予防の必要性については、もう少し様子を見ても良いと思う。

不正の悪質性をどのように考えるかであるが、単純に金額で見るのではなく、本人の生活を危うくするか否かという点を考慮すべきであると思う。危うくならないようなケースでは、他の親族の意見も尊重してはどうか。具体的には、親族から犯罪者を出したくないという意見もあろうし、この程度であれば本人が許すのではないかという意見もあろう。

- ◎ 今までお聞きした話題以外の点で何か御意見があれば伺いたい。
- 社協は権利擁護事業に取り組んでいるが、取消権や同意権などの権限がないため権利擁護事業には一定の限界があるので、もっと成年後見の枠組みでサポートすべきだという意見も出ている。

行政が成年後見制度の利用促進活動をしているが、その際に社協が受けとられ持ちかけられることがある。ただし、それには受任登録が必要であり、その受任登録に半年ほど時間が掛かるので受けられなかったという話もあるので、迅速にお願いしたい。

また、行政からサポートを受けている方は財産がない方が多いため、専門職が後見人を受任しにくいのだが、行政がそこに報酬を出すという扱いが広く行き渡れば、スムーズに事が運ぶようになると思う。

- 最近、独居老人が多い。市町による申立てができるとのことであるが、申立てがなければサポートが必要な方の財産を守ることができないのであろうか。病院にかかっている方であれば、病院が状態を把握できると思うが、市町がそれを把握するようなシステムがあるのか教えてもらいたい。
- 病院には地域連携室という部署があり、患者が退院しなければならなくなった時に、そこから行政を通じて弁護士に話が来る。わずかでも行政か

ら報酬が出れば弁護士による受任もスムーズになるが、報酬の裏付けがないことを承知の上で受任するということもあるし、現在財産がない方であっても、年金などによる収入を見込むことができる方もいる。現在財産がないから受任されないということでは必ずしもないと思う。

◎ 第三者に後見人を依頼する上で、報酬という話は出てくる。報酬の裏付けがないときに、行政による支援事業によって支払をするという自治体はある。

○ 山口県内の市町の成年後見利用支援事業について、支援をする市町によって支援の要件が違い、市町の申立てでなければ支援をしないという市町もある。市町が申立てをしないので、疎遠の親族に申立てをしてくれということになると、報酬の話で難しくなる。ぜひ、市町の支援を広くお願いしたいと思う。

○ 家事関係機関との連絡協議会において、行政にも参加してもらってそのような話をしたことがある。家裁と行政とが直接意見交換する場がないが、他県では継続的にそのような場を設けているところもあると聞くので、今後、家裁と自治体との意見交換の場を設けてはどうか。

成年後見制度の課題として、制度ができるときにあった議論だが、施設に入所している方については、施設が後見人になることはできないだろうか。利益相反の問題をクリアできれば、その方の世話をしているところがしっかりと世話をするという発想も重要だと思う。

5 次回テーマ

次回のテーマとして、「家事事件手続法施行後の家事事件の運用について」を取り上げることが了承された。

6 次回期日

平成25年9月13日（金）午後2時

7 委員長あいさつ

以上